

★：『平成29年の地方からの提案等に関する対応方針』（平成29年12月26日閣議決定）への対応

1. 写真を活用した判定の効率化・迅速化

- ・ 航空写真等を活用して「全壊」の判定が可能（例：現地調査が行えない場合、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等）★
- ・ 地震保険の手法等も参考に、被災者が撮影した写真から「半壊に至らない」（損害割合20%未満）と判定することを推奨★
- ・ 写真の撮影・管理方法や災害種別ごとの撮影手順などを詳細に記述★

2. 地盤等の被害に係る判定の効率化・迅速化

- ・ 斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（傾斜の判定）の活用が可能
- ・ 地盤面の亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）する場合は、外観による判定のみで「全壊」の判定が可能

3. 水害に係る判定の効率化・迅速化

- ・ 津波、越流、がれきの衝突等の外力が作用することによる「一定以上の損傷」を「外壁及び建具の損傷程度が50～100%」と明確化
- ・ 第1次調査で床上浸水30cm未満では、外力作用による「一定以上の損傷」が発生していないときは「半壊に至らない」（損害割合20%未満）の判定が可能（「一定以上の損傷」が発生しているときは、従来どおり床上浸水1m未満で「半壊」と判定）
- ・ 土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（潜り込みの判定）の活用が可能
- ・ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合（木造）は、「全壊」と判定することが可能 等

4. 応急危険度判定の結果を活用した判定の効率化・迅速化

- ・ 各種調査（被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定・地震保険損害調査・共済損害調査）との関係を整理するとともに、被災者に判定・調査の混同が生じないように、各実施主体が目的等を明確に説明することの重要性を明記
- ・ 被害認定調査の効率化・迅速化に資する応急危険度判定の判定結果の活用等に係る記載を充実
 - ・ 被害認定部局と応急危険度判定部局の非常時の情報共有体制の検討
 - ・ 必要に応じ、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を活用した被害認定調査の実施
 - ・ 応急危険度判定の傾斜度等の結果を参考にして「全壊」の判定が可能

5. その他

- ・ 部位別構成比の見直し（木造・プレハブの場合において、内壁：15%→10%、建具：10%→15%）
- ・ 調査票様式の修正要件の見直し（修正について、都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものであること等）
- ・ 地方公共団体が独自に支援する「半壊に至らない」ものについて、細分化して支援等を行っている事例を追加★

住家の被害認定調査の効率化・迅速化が図られ、罹災証明書の交付が迅速化

被害認定調査の効率化・迅速化手法（案）の例

1. 写真を活用した判定の実施

■ 航空写真等を活用して「全壊」の判定が可能（例：現地調査が行えない場合、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等）

【判定イメージ】

国土地理院が撮影した平成28年熊本地震の発災前後の航空写真を比較すると、下の赤丸の住家において、屋根の軸がずれ、位置が変わっており、住家全部もしくは一部の階が全部倒壊していると推定されることから、「全壊」と判定することも考えられる。



<平成28年熊本地震 被災前（2008年撮影）>



<平成28年熊本地震 被災後（2016年4月16日撮影）>

2. 地盤等の被害に係る簡易判定の実施

■ 斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（傾斜の判定）の活用が可能

【判定イメージ】

傾斜が1/20以上（損害割合が50%以上）で「全壊」、1/60以上1/20未満（同40%以上）で「大規模半壊」、1/100以上1/60未満（同20%以上）で「半壊」と判定する。



<平成28年熊本地震での斜面崩壊による住家被害の例>

■ 地盤面の亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）する場合は、基礎の機能が損失することから、「全壊」と判定



<平成28年熊本地震での亀裂による住家被害の例と「全壊」と判定される亀裂のイメージ>

3. 水害に係る簡易判定の実施

■ 水害による土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（潜り込みの判定）の活用が可能

【判定イメージ】

土砂等の堆積が床上1mまでの全ての部分（損害割合が50%以上）で「全壊」、床までの全ての部分（同40%以上）で「大規模半壊」、基礎の天端下25cmまでの全ての部分（同20%以上）で「半壊」と判定する。



<平成29年九州北部豪雨での土砂堆積等による住家被害の例>

■ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没等した場合は、「全壊」と判定



<平成29年台風18号等での基礎・地盤被害による住家被害の例>